

官報 号外

平成十七年六月三十日

○第一百六十二回 衆議院会議録 第三十三号

平成十七年六月三十日(木曜日)

議事日程 第二十九号

平成十七年六月三十日

午後一時開議

第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算

平成十五年度特別会計歳入歳出決算

平成十五年度国税収納金整理資金受払計

算書

平成十五年度政府関係機関決算書

第二 平成十五年度国有財産増減及び現在額総

計算書

第三 平成十五年度国有財産無償貸付状況総計

算書

第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 本日の会議に付した案件

日程第一 平成十五年度一般会計歳入歳出決算

平成十五年度特別会計歳入歳出決算

平成十五年度国税収納金整理資金受

払計算書

平成十五年度政府関係機関決算書

日程第二 平成十五年度国有財産増減及び現

在額総計算書

日程第三 平成十五年度国有財産無償貸付状

況総計算書

○議長(河野洋平君) 日程第一、平成十五年度一

般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入

歳出決算、平成十五年度国税収納金整理資金受

払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書、日程

第二、平成十五年度国有財産増減及び現在額総

計算書、日程第三、平成十五年度国有財産無償貸付

状況総計算書、右各件を一括して議題といたしま

総計算書

平成十七年六月三十日 衆議院会議録第三十三号

元議員八木昇君逝去につき弔詞贈呈の報告

平成十五年度一般会計歳入歳出決算外二件

午後一時四分開議

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

細川律夫君。委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

〔報告書は本号末尾に掲載〕

す。永年在職議員として表彰された元議員八木昇君は、去る四月二十六日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

八木昇君に対する弔詞は、議長において去る二十一日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもってその功労を表彰されさきに科学技術振興対策特別委員長の要職にあたられた正四位勲一等八木昇君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

まず、決算の概要について申し上げます。

平成十五年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額八十五兆六千億円余、歳出決算額八十二兆四千億円余、差し引き剰余金三兆二千億円余であり、特別会計歳入歳出決算は、三十二の特別会計があり、歳入決算合計額三百八十五兆七千億円余、歳出決算合計額三百五十七兆六千億円余、翌年度の歳入への繰入額等二十八兆円余であり、国税収納金整理資金受払計算書は、収納済額五十二兆九千億円余、一般会計等の歳入への組み入れ額等五十二兆二千億円余、資金残額六千億円余であり、政府関係機関決算書は、九つの機関があり、収入決算合計額五兆四千億円余、支出決算合計額五兆二千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書は、平成十四年度末現在額より八兆七千億円余減少し、平成十五年度末現在額は、百兆二千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書は、平成十四年度末現在額より百兆三十三億円余減少し、平成十五年度末現在額は、一兆円余であります。

本委員会におきましては、第百六十二回国会におきまして、谷垣財務大臣から概要説明を聴取し、今国会におきまして、総括質疑、分科会審査、全般的審査を行い、去る二十二日締めくくり総括質疑を行つた後、委員長から議決案を提出いたしました。

以下、その議決案を朗読いたします。

平成十五年度の一般会計歳入歳出決算、

特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理

資金受払計算書及び政府関係機関決算書

に関する議決案

本院は、平成十五年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常委会に本院に報告すべきである。

1 国の財政は、公債残高が累増しており、非常に厳しい状況である。まずは二〇一〇

年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指し財政の健全化を図ることが重要な課題である。このため歳出の各分野について経費削減を着実に推進し、財政再建に取り組むべきである。また、特別会計につい

ても、区分経理の必要性を吟味するなど厳しく見直すべきである。

2 最近の合計特殊出生率の低下にかんがみ、婚姻、出産、育児を容易にできる環境を着実に整備すべきである。子育て支援において、各地域における小児救急医療体制の整備充実をはじめ、次世代の育成に向けた積極的な施策を計画的に実施していくべきである。

3 高齢化の一層の進展に伴い、介護を受けれる者の増加による介護保険給付費が増大する状況にある。このため、介護を予防重視に転換し、特に筋力向上運動の推進、地域に密着した予防拠点の整備を行い、また、介護

サービス内容を見直し持続可能な介護保険制度を構築すべきである。

4 国の内外で大規模な地震の発生により国民生活に多大な影響を及ぼし、国民の防災に対する意識が高まっている。今後も大規模地震が想定される中、建物の耐震化、津波軽減対策等を推進するとともに、特に、災害時における「救命ライフラインシステム」を早急に整備し、人命を最優先とする総合的な地震対策に取り組むべきである。

5 先般発生した列車脱線事故は、国民に不安を与え社会的信頼を著しく失墜させるものであり誠に遺憾である。公共交通機関は安全輸送が使命であり、安全確保、安全対策の検証を行い、鉄道事業者に対して事故防止対策の徹底を求め、再びこのような重大事故が起こることがないよう万全を期すべきである。

6 近年、犯罪情勢は急速に悪化し、特に外国人犯罪は増加傾向にあり、国民の生命や財産に重大な被害を及ぼす凶悪犯罪が後を絶たない状況にある。そのため不法滞在者の取締りの強化、治安関係職員の増員及び国際捜査の体制整備、学校の安全確保のために万全を期する施策など、積極的、効果的な犯罪防止対策に取り組むべきである。

7 地球温暖化対策の第一歩となる京都議定書の発効に伴い、我が国の数値約束達成のため、温室効果ガスの削減対策や森林吸収源対策をはじめ、京都メカニズムに係る対策とその裏付けとなる施策を推進すべきである。地球温暖化対策は、中長期にわたるため地球温暖化の科学的研究、技術・開発等、そのための社会的基盤の整備や広く啓発活動・環境教育を進めるべきである。

8 政府開発援助(ODA)は、我が国の国際立場にふさわしく、国際社会の平和と発展に貢献するため重要な政策である。この

開発援助にあたり、二国間の関係、経済状況等を考慮して、経済資金協力について

は、政策評価を活用・検証して実施状況の改善、被援助国が必要な援助を展開す

るため、現地の非政府組織(NGO)との連携を強化し、有効な外交手段として、一層

戦略性を高め効率的・効果的な援助を実施していくべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それ

ぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生しないよう萬全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

まず、この議決案につきまして採決いたしましたところ、決算は多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決しました。

次に、国有財産増減及び現在額並びに無償貸付

債務、借金の残高ですが、三月末時点で七百八十九兆五千五百十七億円となつております。そして、ついに国と地方を合わせた借金の総額は一千兆円の大台を突破したのではと言われております。

言うまでもなく、これは自然現象などではなく、現政権の経済失政によるものです。しかし、驚いたことに、首相の諮問機関である政府税制調査会は、税金のむだ遣いをやめることなどの歳出削減や不平等税制の是正措置を講ずることもなく、サインントマジョリティーであるサラリーマンへの増税という形で歳入欠陥を国民に押しつけた。これに対して、私ども民主党は、一昨日、岡田代表を本部長とするサラリーマン増税対策本部を立ち上げ、納税者の怒りを集結し、次の政権を担う政党的責務として、国民運動を展開していくことを決定しました。

いま議題となりました平成十五年度決算外二件につき、反対することを表明し、討論を行います。(拍手)

集中豪雨に見舞われる地域がある一方で、渴水が続くところもあります。昨今の異常気象は、先ほどの委員長の報告にもありました地球温暖化問題と直接に関係するものと思われます。事の重要性からかんがみて、小泉総理におかれましては、

人類の生存をも左右する喫緊の課題にこそ、そのたぐいまれなる執筆を發揮していただきたいと願うものであります。(拍手)

小泉内閣による二度目の予算編成となつた平成十五年度予算は、当初予算ベースとしては初めて国債依存率が四〇%を超えて、四四・六%に達する借金地獄予算となりました。国債発行額を三十兆円以下に抑制するという小泉総理の公約は、この

前年にあつさり破棄されており、国債発行額は実際に三十六・四兆円にまで膨らみました。

財務省が先週発表した国債や借入金などの国債依存率が四〇%を超え、四四・六%に達する借金地獄予算となりました。国債発行額を三十兆円以下に抑制するという小泉総理の公約は、この

前年にあつさり破棄されており、国債発行額は実際に三十六・四兆円にまで膨らみました。

○長浜博行君 討論の通告があります。これをお許します。長浜博行君。

(長浜博行君登壇)

○長浜博行君 長浜博行です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただ

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納ラップコンの返還に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問に対する答弁書

平成十七年六月九日提出
質問 第七七号

嘉手納ラップコンの返還に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

官報 (号外)

嘉手納ラップコンの返還に関する質問主意書
「嘉手納ラップコン（沖縄進入管制業務。レーダー・アプローチ・コントロールの略）」の返還が求められて久しい。嘉手納ラップコンの返還は、我が国にとつていわば「空の主権」を回復することを意味している。沖縄の空が米軍の管轄下にあり、今なお空の主権が侵害されている事実は極めて重大である。

ところで、日米両政府は二〇〇七年度末を目途に嘉手納ラップコンを日本側に返還することに合意した。ただし、返還にあたっては、(1)緊急事態における米軍機のスクランブル（緊急発進）を妨げない(2)国土交通省の航空管制官が米軍方式の管制業務を訓練するとの要件が満たされることを前提としている。

待ち望まれる嘉手納ラップコンの返還であるが、実はそのレーダー進入管制施設管制空域の範囲をめぐつて、異なる説明がなされており、混乱をしている。返還予定の嘉手納ラップコンの管制空域の範囲は、民間航空機の安全を最優先に考える立場に立つて極めて重要であると考える。

よつて、以下質問する。

一 嘉手納ラップコンの管制空域は、嘉手納飛行場を中心半径五〇海里以内・高度二万フィート

以下及び久米島空港を中心に半径三〇海里以内・高度五千フィート以下の空域であると理解する。つまり、嘉手納ラップコンの管制空域は、海里をキロメートルに換算すると、嘉手納飛行場を中心に半径九二・六キロメートル、久米島

空港を中心に半径五五・五六キロメートルの空域であると認識している。ところが、沖縄県基地対策室発行「沖縄の米軍基地」（平成十五年三月版）や基地関連書籍及び新聞報道等によると、嘉手納ラップコンの管制空域は嘉手納基地を

中心に半径五〇マイル（八〇・五キロメートル）、久米島空港を中心に半径三〇マイル（四八・三キロメートル）等と記述されているのが一般的である。よつて嘉手納ラップコンの管制空域の範囲について政府の正しい見解を示されたい。

四 那覇空港の民間空港専用化が叫ばれて久しい。沖縄の観光立県を実現するために那覇空港は国際交流の拠点とし、東南アジアに向ける中核民間専用空港にすべきであると考えるものである。

ところで、那覇空港で早朝に行われていた自衛隊機の試運転が民間機の離着陸が混雑する時間に変更されたと報じられている。これは民間機に対する危険性を増大させる要因になるものであつて断じて容認できないと考えるが、那覇空港における自衛隊機の試運転の時間変更はどのような理由によるものか政府の見解を示されたい。また、民間機の離着陸に重大な支障を及ぼし、民間航空機の安全航行の確保に支障を示されたい。

二 嘉手納ラップコンの返還については二〇〇七年度末を目指すとの日米合意がなされているが、返還へ向けた作業は順調に進行し、予定通りの返還が実現すると見込まれるのか、政府の見解を示されたい。また、返還へ向けての航空管制官の米軍方式の管制業務訓練はどうのように進められているのか、政府の見解を示されたい。

三 嘉手納ラップコンの返還が実現されても、「空いっぱいの危険」といわれる空の占領状態が解消されるものではないと考える。沖縄には、二十四カ所の訓練空域があり、文字通り目に見えない軍事基地といわざるを得ない。時あたかも

米軍再編問題が日米間で協議をされているが、基地の負担軽減は単に陸上の軍事基地や軍事訓練だけにとどまらず、沖縄の危険極まりない訓練空域についても当然協議がなさるべきものと考えるが、政府は基地負担の軽減との関係で沖縄に設定されている二十四カ所の訓練空域の存在についてどのように考えているのか見解を示されたい。

衆議院議員照屋寛徳君提出嘉手納ラップコンの返還に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

三 嘉手納ラップコンの返還が実現されても、「空いっぱいの危険」といわれる空の占領状態が解消されるものではないと考える。沖縄には、二十四カ所の訓練空域があり、文字通り目に見えない軍事基地といわざるを得ない。時あたかも

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣衆賀一六二第七七号

平成十七年六月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

官報(号外)

三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条の規定により、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)が沖縄において使用を許されている空域については、合衆国軍隊の円滑な活動を確保することが日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)の目的達成のために緊要であるとの観点から合衆国軍隊の任務にとつての必要性を勘案しつつ、民間航空交通の安全の確保のため必要な調整を図つてまいりたい。

なお、合衆国軍隊の施設及び区域が所在する地方公共団体の負担については、十分に認識している。合衆国軍隊の兵力構成の見直しに関するアメリカ合衆国との協議においては、合衆国軍隊が有している抑止力の維持とともに、合衆国軍隊の施設及び区域が所在する地方公共団体の負担の軽減が十分に念頭に置かれるべきであると考えており、このような観点から、協議を進めていく考えである。現在、どのように沖縄の負担の軽減を実現するかについて、様々な可能性を検討しているところであるが、現時点では何ら決定はしていない。

四について

お尋ねは、本年五月二十三日に那覇空港における自衛隊機のエンジン点検の時刻が昼前に変更されたことについてであると思われるが、当日朝は天候が悪かつたため、そのように変更し

たものであり、通常は、従来どおり朝にエンジン点検を行つてある。那覇空港における自衛隊機のエンジン点検は航空管制官の指示の下に行われおり、民間航空機の安全は確保されると考えている。

平成十七年六月九日提出
質問 第七八号

長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問主意書

米軍人・軍属による事件、事故は絶えること

がない。それらの事件、事故は米軍基地の集中する地域に多く発生している。しかも、米軍人・軍属の事件、事故に対する米側の対応は、国内関連法はおろか日米地位協定すら無視することが多いのが現実である。

去る六月三日前零時半ごろ、長崎県佐世保市の県道一一号線路上で、米軍人の乗用車がライトバンに追突、ライトバンの男性が軽傷を負う事件が発生した。重視されるべき問題は、業務上過失傷害の現行犯で逮捕した被疑者の米軍人を米軍佐世保基地の憲兵隊が怪我の治療を理由に基地内に連れ帰つたことである。これらの米軍佐世保基地の憲兵隊の行為は日本国警察の逮捕権を著しく侵害するものであり、とうてい容認することはできない。また、米憲兵隊員の行為はわが国の主権を侵害するものであり、公務執行妨害罪に該当するものと考える。

五 今回の事件処理は長崎県警による捜査権の放棄に等しいと思われる。これら長崎県警による捜査権の放棄は、不平等、不公正な日米地位協定を容認するもので、とうてい承服できないと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

たものであり、通常は、従来どおり朝にエンジン点検を行つてある。那覇空港における自衛隊機のエンジン点検は航空管制官の指示の下に行われおり、民間航空機の安全は確保されると考えている。

よつて以下、質問する。

一 去る六月三日前零時半ごろ、長崎県佐世保市の県道一一号線路上で発生した米軍人による業務上過失傷害事件の被疑者名及び階級、被害者の負傷の部位程度、被疑者の当該犯罪は公務中か公務外か、過失の内容等その犯行態様を含めて事実関係を詳細に明らかにされたい。

二 同事故による被疑者の米軍人は飲酒運転の疑いが濃厚であつたようだが、検知管による検査には応じたのか。また、相浦警察署が現行犯逮捕したようだが、現行犯逮捕をしなければいけなかつた諸事情を明らかにした上、一連の逮捕行為について政府はいかなる見解を持っているのか示されたい。

三 米憲兵隊員は、当該被疑者米兵を基地内に連れ帰つたようだが、これら米憲兵隊員の行為は、わが国警察の正当な逮捕権、捜査権を妨害するものであり公務執行妨害罪に該当すると思われるが政府の見解を示されたい。

四 長崎県警はその後米軍と協議の上「日米地位協定の合意事項に基づく共同逮捕だった」と発表しているが、日米地位協定に基づく共同逮捕の具体的な根拠及び共同逮捕の要件、共同逮捕の場合の捜査権、裁判権について日米地位協定や合意事項においてどのように定めているのか明瞭にされたい。また、長崎県警と米軍の協議機関ないし協議にあつた者の氏名等を明らかにされたい。

定を容認するものであり、とうてい承服できないと考えるが政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六二(第七八号)

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋 寛徳君提出長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問に対する答弁書
〔別紙〕

衆議院議員照屋 寛徳君提出長崎県佐世保市で発生した米軍人による業務上過失傷害被疑事件に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の事件は、平成十七年六月三日前零時三十分ころ、長崎県に駐留するアメリカ合衆国海軍(以下「米海軍」という。)に所属する上等兵曹テリー・リン・ペイスが運転する普通乗用自動車が、長崎県佐世保市内の路上において、普通貨物自動車に追突し、同車の運転者が加療約一週間を要する傷害を負つたものであると承知している。また、事件発生時、同上等兵曹は公務執行中ではなかつたと承知している。その他事実関係の詳細については、捜査の具体的な内容にかかる事柄であることから、答弁を差し控えたい。

二について
長崎県警察においては、被疑者が事情聴取に応じず、逃走のおそれがあつたことから、被疑機関ないし協議にあつた者の氏名等を明らかにされたい。

者を業務上過失傷害の疑いで現行犯逮捕したものであると承知しているが、逮捕に至る状況の詳細については、捜査の具体的な内容にかかわる事柄であることから、答弁を差し控えたい。

また、本件逮捕については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかる事柄であることから、政府としての見解を示すことには差し控えたい。

三について
個別の事案に関する犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものであるので、答弁を差し控えたいが、本件では、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という)第十七条10(b)により、米海軍の当局において被疑者の逮捕等の措置を講じたものと理解している。

四について
管轄権に関する事項についての日米合同委員会合意第8(1)の「日米両国の法律執行員が犯罪の現場にあつて、犯したる合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕する場合」における当該逮捕を指称するものと承知している。同合意第8(1)では、そのような場合には、「合衆国軍隊の法律執行員が逮捕するのを原則とし、この被疑者の身柄はもよりの日本国警察官公署に連行される。日本国の当局による一応の取調べの後、当該被疑者の身柄は原則として引き合衆国の当局に委ねられるが、当該事件が日本

国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪に係るものである場合には、日米の共

同捜査のためいつでも取調べの対象となる。日本国当局が特に当該被疑者の身柄を確保する必要があると認めて要請した場合には、その者の

身柄は日本国の当局に引き渡される。」とされており、我が国及びアメリカ合衆国軍隊の当局は、日米地位協定 日米地位協定についての合意された議事録及び日米合同委員会合意に従つて、捜査を行い、裁判権を行使することとな

る。
また、長崎県警察本部及び長崎県相浦警察署が米海軍佐世保基地法務部と協議に当たつたと承知しているが、協議に当たつた者の氏名等を明らかにすることは、業務遂行に支障が生じるため、答弁を差し控えたい。

五について
長崎県警察においては、米海軍の当局の協力を得ながら、所要の捜査を行つてゐるところであると承知しており、捜査権の放棄との御指摘は当たらないと考えている。

長崎県警察においては、米海軍の当局の協力を得ながら、所要の捜査を行つてゐるところであ

ると承知しており、捜査権の放棄との御指摘は当たらないと考えている。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員赤嶺政賢君提出被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員金田誠一君提出旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問に対する答弁書
己決定の支援に関する再質問に対する答弁書

平成十七年六月十日提出
質問 第七九号

被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問主意書
提出者 赤嶺 政賢

被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問主意書

被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問主意書
提出者 赤嶺 政賢
被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問主意書
提出者 赤嶺 政賢

「被爆体験者」の健康の不安を解消するうえで、欠かせない施策となつていて、そもそも被爆体験者支援事業は、被爆地域住民の半世紀におよぶ願いと運動を背景に、長崎市が取り組んだ「被爆未指定地域証言調査」が契機となり、二〇〇二年四月一日、爆心地より半径十二キロメートル区域内を、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」といふ。)に基づく健康診断特例区域の指定が実現し、時を同じくして開始されたものである。

原爆犠牲者の被爆者援護の要求を真摯に受け止めるならば、國の責務として、被爆者体験支援事業の医療給付制度の充実、拡充こそ図るべきであり、同事業の現行医療給付制度の後退は断じて容認できない。よつて以下質問する。

一、長崎県及び長崎市は、かねてから被爆者等の医療受給交付対象者の居住要件の撤廃を国に要望してきたところである。ところが政府は、被爆体験者支援事業の医療給付制度について、居住要件を長崎県内全域に拡大し、その一方で、対象疾病の限定、毎年更新時に精神科医師の意見書の提出を義務付けるなど、現行医療給付制度を大きく後退させるものとなつていて、何故、このような改定をしなければならないのか明確な説明を求めたい。

しかも「被爆体験者」の意見も聞かず、周知徹底も団らざり強行しなければならない理由と根拠はどこにあるのか。

二、被爆体験者支援事業は、被爆者援護法の目的及び趣旨を踏まえたものである。
同事業の旧実施要綱の目的には「健康の保持と向上に資する」と明記されている。ところが

新実施要綱は「症状の改善、寛解及び治癒を図ると、目的を変更しているが、何故、変えなければならないのか。

厚生労働省は、今回の被爆体験者事業の医療給付制度の見直しについて、「事業の明確化を図り、適切な運営を実施する」と説明をしているが、そうであるならば、何故、同事業の新実施要綱の目的を変えたのか。

新実施要綱の目的を変えたうえ、「事業の明確化を図る」などと称して、発足当時の同事業の医療給付制度を後退させるということではないか。

三 精神医療受給者証の更新時において、精神科医師による診断をこれまでの三年に一回を、毎年に短縮したのは、「被爆体験者」と精神科医師の負担を増大させるものであり、旧実施要綱通り三年に一回に戻すべきと考えるがどうか。なぜにゆえに一年に一回診断を受けなければならぬのか、その理由を明確にされたい。

四 二〇〇五年度予算において、被爆体験者支援事業費九億円を計上しているが、前年度実績十四億円を大きく下回っている。居住要件を長崎県内に拡大しておきながら、一方事業費は、昨年実績の三分の一を超える大幅な減額となつている。

これは、「被爆体験者」の医療給付の切捨てと、被爆体験者支援事業を抑制するためであるということは明白である。明確な説明を求めたい。

厚生労働省が、同事業費予算の「適正化」と言つているのは、事業費を九億円以内に抑制するということを、あらかじめ決めているという

ことではないのか。

仮に、九億円以上の事業費がかかるようになるとすれば、必要な予算措置は保障されると断言できるのか。

五六月以降交付される「医療受給証」には、対象精神疾患名や、対象合併疾患名が個々に明記されることとしているが、これは、個人情報の保護、すなわち個人のプライバシーの侵害にあたるものと考えるがどうか。

六 被爆体験者支援事業については、少なくとも、居住条件の長崎県内への拡大を除き、従前の実施要綱に基づいて医療給付を行なうべきであることを強く要求する。見解を求めたい。

七 被爆体験者支援事業においては、「放射線被害の影響を否定」し、原爆を直接体験した住民にとって、最も深刻な疾患である「癌」を医療費給付対象から、除外していることは、被爆の実相を無視したものである。見解を求めたい。

八 二〇〇一年八月一日長崎の被爆地域問題の検討会最終報告書の取りまとめに際し、長崎大学の中根教授や放射線影響研究所の長滝前理事長は「本検討会では、放射線被爆線量については調査研究していないので、この問題（放射線による影響はない）を書く必要があるのか」との疑問を投げかけている。

衆議院議員赤嶺政賢君提出被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問に対する答弁書

九 政府は、被爆者を再びつくらないという固い決意を示すうえで、被爆者援護法に国家補償を明記することが、被爆者団体から強く求められている。被爆六十年のこの節目に國家補償を明記した被爆者援護法を制定し、世界唯一の被爆国にふさわしい被爆者援護策と核兵器廃絶のために力を尽くすべきと考える。見解を求めたい。

右質問する。

内閣衆質一六二第七九号
平成十七年六月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 細田 博之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出被爆体験者精神影響等調査研究事業の医療給付制度の改定に関する質問に対する答弁書

一について
「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」（平成十四年四月一日付け健発第〇四〇一〇〇七号厚生労働省健康局長通知）による「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」（以下「旧実施要綱」という。）の目的においては、「被爆体験」による精神的要因に基づく健康影響が認められる者に対し、関連する疾患・

症状について医療費の支給等を行うことにより、その健康の保持と向上に資することを目的とする」と規定していたが、本事業は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対し、当該特定の精神疾患の治療等に係る医療費の支給を行う

者精神影響等調査研究事業の在り方に關する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を踏まえ、「被爆体験者精神影響等調査研究事業（以下「本事業」という。）の対象者についての居住区域の取扱いを改めるとともに、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状又は心身症）がある場合は、当該身体化症状又は心身症を含む。以下「特定の精神疾患」という。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図るという本事業の本来の目的に沿つて、より効果的な内容や仕組みとしていくために、制定したものである。

なお、新実施要綱の施行に当たっては、長崎県及び長崎市が、住民、医療関係者等に対する説明会を開催し、國も当該説明会に職員を派遣して説明を行ったところである。

二について
「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」（平成十七年四月十三日付け健発第〇四一三〇〇六号厚生労働省健康局長通知）による「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」（以下「新実施要綱」という。）は、厚生労働省健康局長の私的検討会である被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に關する検討会が平成十六年十二月に取りまとめた「被爆体験

こと等により、その症状の改善、寛解及び治療を図ることを本来の目的とするものであり、報告書において、本事業については本来の目的に立ち帰つて効果的な内容や仕組みとしていくことが重要である旨の指摘が行われたことを踏まえ、新実施要綱においては、本事業の本来の目的を明確化したものであり、このことは、「発足当時の同事業の医療給付制度を後退させる」ものではない。

三について

報告書において、旧実施要綱に基づく事業は、「対象者を精神科の視点でフォローする仕組みになつてない」との指摘が行われたことを踏まえ、新実施要綱においては、精神科医師が継続的に関与することを通じて本事業の本来の目的の達成を図るため、被爆体験者精神医療受給者証（以下「受給者証」という。）の更新の申請の際に、必ず精神科医師による特定の精神疾患に関する更新診断を実施することとしており、お尋ねのように旧実施要綱どおり三年に一回に戻すことは考えていない。

四について

平成十七年度予算においては、一について述べたとおり、本事業の対象者についての居住区域の取扱いを改めるとともに、本事業を本来の目的に沿つて、より効果的な内容や仕組みとしていくことを踏まえ、必要な予算として約九億円を計上しているものである。

医療費の助成を適正に行うため、受給者証に、「当該受給者証の交付を受けた者が医療費の助成を受けることができる特定の精神疾患の名

称を記載し、当該特定の精神疾患について医療費の助成を受けようとするときは、当該受給者証を医療機関に提出しなければならないことと本人による使用のために交付されるものであり、「個人のプライバシーの侵害にあたるもの」との御指摘は当たらないと考えている。

六について

新実施要綱を制定した理由は、一についてで述べたとおりであり、報告書においても、「対象者の拡大を行うに当たっては、本事業がその目的に沿つて適切に実施されることが当然の前提である。（中略）具体的な改善措置を講じないまま対象者の拡大のみを行うことのないよう、強く指摘する」とされていることから、旧実施要綱に基づいて医療費の支給を行うことは考えていらない。

七について

本事業は、被爆体験に起因する各種の不安等に着目して、特定の精神疾患を有する者に対し、当該特定の精神疾患の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善寬解及び治癒を図ることを目的とするものであることから、特定の精神疾患に該当しないがんは本事業の対象となるない。

八について

御指摘の「長崎原爆残留放射能ブルトニウム調査報告書（平成六年六月）」において、「指定拡大調査報告書について科学的な評価を行った」「長崎原爆地においては長崎原爆の放射性降下物の

残留放射能による健康影響はないと結論付けることができる」とされ、また、御指摘の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書（平成十二年三月）」については、同調査報告書について科学的な観点からの精査及び研究を行つた「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書（平成十三年八月）」において、当該地域住民に見られた健康水準の低下について、

「原子爆弾の放射能による直接的な影響ではなく、もっぱら被爆体験に起因する不安による可能性が高いものと判断された。」とされており、これらの調査報告書について、再度、精査を行うことは考えておらず、また、「被爆体験者」に強く指摘する」とされていることから、旧実施要綱に基づいて医療費の支給を行うことは考えていらない。

九について

法の前文においては、「被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。」と規定されており、

法の制定の際、国会において、法の制定の趣旨に関し、「國家補償」の文言の取扱いも含め十分な審議が行われた上で成立したものであること

から、お尋ねのように「国家補償を明記した被爆者援護法を制定すべきであるとは考えていはない。

平成十七年六月十日提出

質問 第八〇号

旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問主意書

一九八九年七月、厚生省（当時）の戸山研究室（新宿区）の建設現場から多數の人骨が発見された。同現場は、旧陸軍軍医学校の跡地であり、旧満州第七三一部隊（関東軍防疫給水部）と関係の深い防疫研究室が存在していた場所である。

この人骨について厚生労働省は、土地の管理者としての立場から人骨の由来についての調査を実施し、二〇〇一年六月には調査結果を公表するとともに、今後の対応について明らかにしている。公表された「調査結果の要約」によれば、人骨は「昭和二〇年八月以前の旧陸軍軍医学校にあつた標本類又は標本作成用あるいは医学教育用に集められた死体の一部である」と推測され、「その中には戦場から集められた戦死者等から作成されていたものが含まれていた可能性がある。」とされている。

その上で、「今後の対応」としては、「国が処分した人体標本に由来すると推測されることを踏まれば、国が埋葬及びそれまでの間の保管に当るべきであると考えられる」として、現在、人骨

は現場近くに厚生労働省が設けた保管施設に、
「弔意を示しながら」保管されている。

この人骨に対し、戦時に日本の憲兵隊に逮捕され、特移扱として満州第七三一部隊に送致された人々の肉親から、身内の死体の一部ではないかとの疑いがもたれ、日本国政府に対し、身元確認調査と身内との本人確認を求める申告が相次いでいる。

ハルビン市在住の敬蘭芝氏は、夫、朱之盈氏の特徴を記し、一九九一年六月二一日付の申立書を同年七月一八日に外務省に提出した。

錦州市在住の張可偉氏は弟の張可達氏とともに、父、張惠中氏の写真を同封し、一九九一年六月一八日付の申立書を同年七月一八日に外務省に提出した。

瀋陽市在住の王亦兵氏は、父、王耀軒氏と従兄の王東昇(王学年)氏との確認調査を求める一九九八年三月一九日付の申立書を同年七月一四日に厚生省に提出した。更に同氏は、二人の写真を同封し、二〇〇四年一〇月二三日付の申立書を同年二月一五日に内閣府、外務省と厚生労働省に提出した。

大慶市在住の朱玉芬氏は、父、朱雲彤氏と叔父、朱雲岫氏との確認調査を求め、東安憲兵隊資料を添付し、二〇〇五年三月一四日付の申立書を同日、厚生労働省に提出した。

しかしながら、以上の申立書に対して日本政府は、今日に至るまでいずれも無回答のままと承知している。

一 日本国政府は、戦時中の中国において日本の

憲兵隊に逮捕され、特移扱として満州第七三一部隊に送致された人々の肉親による申立てに對し、誠意を持つて真摯に受け止めるべきと考えるが、政府の所見を示されたい。

二 現在、厚生労働省が設けた保管施設に保管されている人骨についての身元確認調査等を求める申立書に対する回答は、どの省庁が所管するのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六二第二〇〇号
平成十七年六月二十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 細田 博之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員金田誠一君提出旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、遺族からの申立てを真摯に受け止め、平成十三年に「人骨の由来調査」を実施し、その結果を公表したところである。また、当該申立てに対し、当該申立てに係る文書の持参者と面会し、当該文書を受け取るとともに、当該持参者の要望に応じて、後日、当該持参者との面会の場を設けて口頭で申立てに対応する回答を行うなど、政府として誠意を持つて対応してきたところである。

二について

お尋ねの人骨は、現在、厚生労働省が管理し

ている土地から発見されたものであり、厚生労働省が保管しているところである。したがつて、お尋ねの申立書に対する回答については、人骨を保管する立場から厚生労働省が対応するものである。

平成十七年六月十日提出
質問 第八一号

高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問主意書

提出者 泉 房穂

高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問主意書

介護保険法等の一部を改正する法律案の質疑、質問主意書等において、高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問を行ってきたが、基本的人権に係る重要な問題であるにもかかわらず、政

府から十分な回答がなされたとは言い難い。今後の障害者自立支援法案の質疑、高齢者及び障害者の虐待の防止等に関する法律の策定等における議論の前提として、政府に対し以下のとおり質問する。

一 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条第二項は、「内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないと

い。その期間内に答弁をすることができないとときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。」と規定している。この義務の違反は、国家公務員法(昭和二十二

年法律第百二十号)に規定する懲戒処分の根拠となり得ると考えるが、政府の見解如何。

二 質問主意書に対する回答が、当該質問主意書の質問に対応していないことが明らかな場合は、内閣は、国会法第七十五条第二項に規定する「答弁」をしたこととはならないと考えるが、政府の見解如何。

三 先に提出した質問主意書(第百六十二回国会質問第四四号)の六に対する回答は、自明な回答をするためにあえて質問の内容を曲解して作成されたものであり、当該回答は当該質問主意書の質問に対応していないことが明らかであることから、内閣は、先の質問主意書の六に対しそして国会法第七十五条第二項に規定する「答弁」をしたこととはならないと考えるが、政府の見解如何。また、国民の基本的人権に係る重要な問題につきこのような不十分かつ不誠実な答弁を行つたことに関するして、答弁作成の責任者たる厚生労働大臣及び厚生労働事務次官に対し国家公務員法に基づく懲戒処分を行ふべきと考えるが、政府の見解如何。

四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)において、要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る事業を行う事業所により行われる居宅サービス若しくは居宅介護支援を受けた場合は介護保険施設から同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合に、サービス提供者とサービス受給者との間に契約が存在しないとき又は当該契約が無効であるときであつても、これらのサービスの種類に応じて市町村が必要と認めるときは、居宅介護サ

ビス費、居宅介護サービス計画費若しくは施設介護サービス費又は居宅支援サービス費若しくは居宅支援サービス計画費を支給するのか。

五 介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法第百十五条の三十九第一項

においては、地域包括支援センターの支援対象を高齢者や介護保険の被保険者に限定せず「地域住民」としていることから、同項の厚生労働省令で障害者自立支援法第七十七条第一項の市町村の地域生活支援事業を規定することにより、地域包括支援センターにおいて障害者を対象とした相談支援事業や権利擁護事業を行うことが可能であると理解してよい。

六 市町村は、障害者自立支援法第七十七条第一項に規定する市町村の地域生活支援事業の全部又は一部について、介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができると理解してよい。

七 独居する重度の認知症高齢者など、判断能力の衰えから独力では介護保険サービスの利用の意思決定ができるず、かつ、家族等外部からの助力も得られない高齢者は、事実上、介護保険サービスを利用することができないが、介護保険料を納付する義務があるのか。

八 判断能力の衰えた被保険者に対する介護保険料の納付を義務付けている以上、保険者たる市町村は、これらの者がその選択に基づき介護保険サービスを利用できるよう意思決定の支援

を行う義務があると考えるが、見解如何。また、介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法第百十五条の三十八第一項第四号に規定する権利擁護事業には、判断能

力の衰えた被保険者がその選択に基づき介護保険サービスを利用できるよう意思決定の支援を行なうことは含まれるのか。

九 客観的に明らかに介護保険サービスを受ける必要があると認められる重度の認知症高齢者は、介護保険料を納付しているが、独居で他人の助力を得られないために介護保険サービスを利用することができない。保険者乙は、甲を含めた被保険者の生活実態を把握することなく、サービスを利用ることができないという状態を放置している。この場合において、甲は乙の不作為(被保険者の介護保険サービスの利用に係る意思決定を支援する作為義務の違反)により財産上の損害を受けていることから、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条に規定する不法行為による損害賠償責任に基づく。

乙から支払った介護保険料の返還を受けることが可能であると考えるが、政府の見解如何。

十 独居の認知症高齢者の数について厚生労働省に資料要求をしたところ、「独居の認知症の数については、把握していない。」との回答であったが、これは事実か。厚生労働省として、認知症高齢者の生活実態及び保険者の介護保険サービスの利用に係る意思決定支援への取組状況を

内閣衆質一六二第二号
平成十七年六月二十一日

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 細田 博之
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する再質問に対する

答弁書

一について

国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第八十二条第一項に規定する懲戒処分は、個々の職員の職務上の義務違反等があつた場合に行なうものであり、仮に内閣が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条第二項の規定に反することがあつたとしても、そのことが直ちに個々の職員に対して懲戒処分を行う根拠となるものではないと考える。

五について

第六百六十二回国会に提出し、衆議院において修正された介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「新法」という。)第二百十五条の三十九第一項においては、「地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。」と規定している。同センターの主たる業務である包括的支援事業は、新法第二百十五条の三十八第一項第二号から第五号までにあるとおり、介護保険制度における被保険者を対象とする事業であること、介護保険法は加齢に伴い様々なサービスが必要となる者を対象としているものであること、及び地域支援事業の財源として介護保険料を充てることとしていることから、新法第二百十五条の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業については、

月十二日内閣衆質一六二第二号においても、質問に則して、保険給付が行われる法的根拠をお答えしたものであり、同項に違反するものではない。

国家公務員法は、一般職の国家公務員に適用されるものであり、厚生労働大臣には適用されないが、同法が適用される厚生労働事務次官についても、同法第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかつたと考えている。

書に対しては、当該間に則して答弁をしていところであるが、先の答弁書(平成十七年四

おり、第一百六十二回国会に提出した障害者自立支援法案(以下「障害者自立支援法案」という。)に規定する地域生活支援事業を定めることは困難であると考えている。

六について

障害者自立支援法案第七十七条第一項に地域生活支援事業として規定する各事業については、それぞれの事業の内容に応じ、専門性を有する等の適切な条件を満たす者に対し、市町村の判断により、委託することが可能と考えている。委託の具体的な基準については、今後、有識者等の意見を聴きながら定めることとしているが、その際、新法に基づき設置される地域包括支援センターの設置者に対する委託の可否についても、併せて検討することとしている。

介護保険制度は、加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となつたときに必要となる負担を社会全体で支える社会保険制度として創設されたものであり、一定の条件を満たした者を被保険者とし、その財源については、被保険者から徴収する保険料及び公費により賄う仕組みとなつていて。したがつて、サービスの利用の有無によらず被保険者であれば、保険料の納付義務は生ずるものである。なお、御指摘の高齢者は、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第十条の四第一項又は第十一項第一号の規定による措置により介護保険法に規定する介護サービスと同様のものを受けることができる。

被保険者に介護保険料の納付義務があること

によって保険者が個々の被保険者の介護保険

十について

サービスの利用に係る意思決定を支援する法律上の義務が存在するとは考えていないが、そもそも市町村は、当該市町村の住民が生活していく上で必要な支援を行う役割を担つており、新

法第百十五條の三十八において、被保険者が要介護状態等となつた場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を行うことを規定している。

また、新法第百十五條の三十八第一項第四号に規定する被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業としては、高齢者等からの権利擁護にかかる相談に対応すること、成年後見制度の円滑な利用を図るた

め、普及啓発及び情報提供を行い、成年後見人となるべき者を薦めることができる団体の紹介を行うこと等を考えており、これらの事業を通じて、認知症等により判断能力の低下した被保

険者がその選択に基づき介護保険サービスを利用することへの支援が図られるものと考えている。

九について

一般論としては、保険者には介護保険サービスの利用の申請がない者も含めた個々の被保険者についてその要介護状態等を把握し、介護保

院サービスの利用に係る意思決定を支援する法律上の義務はないことから、お尋ねの保険者乙には民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九十条に規定する損害を賠償する責任は生じないものと考える。

枢機能が集中する超過密都市であるが、明日訪れても不思議ではない東京直下型大地震やテロ及び核の脅威に常にさらされている状況である。

一方、危機管理体制については未だ十分であることは言えず、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大災害が続発する中で、東海沖地震が発生する可能性も極めて高くなつております。国民が平和で安心して暮らせるためには、政府が保有する重要情報については、東京特に政府が保有する重要情報については、東京有事に備え東京以外の地域にその複製を保管しておくるなど、十分なバックアップ体制を構築していく必要があります。

危機管理都市建設構想を推進するに当たって、危機管理体制の再構築が求められている。特に政府が保有する重要情報については、東京有事に備え東京以外の地域にその複製を保管しておくるなど、十分なバックアップ体制を構築していく必要があります。

震災時に政府が保有する重要情報については、東京有事に備え東京以外の地域にその複製を保管しておくるなど、十分なバックアップ体制を構築していく必要があります。

一、去る二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

二、政府は保有する情報の中で、どのようなものを重要度の高い情報として位置付けているか。

三、重要情報については、全て電子化されが、進捗状況はどうか。

四、重要情報の複製がある場合は、その保管場所。(各省庁とも本省部局別。国家機密上場所を公にできない場合は、東京以外の地域に複製を保管しているか否か。)

右質問する。

平成十七年六月十三日提出
質問 第八二号
政府が保有する重要な情報の管理体制に関する質問主意書

提出者 樽井 良和

平成十七年六月十三日提出
質問 第八二号
政府が保有する重要な情報の管理体制に関する質問主意書

提出者 樽井 良和

平成十七年六月十三日提出
質問 第八二号
政府が保有する重要な情報の管理体制に関する質問主意書

我が国の首都東京は、政治、経済、文化等の中

内閣衆質一六二第八二号
平成十七年六月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員樽井良和君提出政府が保有する重要な情報の管理体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員樽井良和君提出政府が保有する重要な情報の管理体制に関する質問に対する

答弁書

一について

答弁書

政府においては、「e—Japan重点計画」(平成十三年三月二十九日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき行政の事務・事業の情報化を推進している。

各府省等共通でペーパレス化(電子化)を実施すべきこととされた政府部内の「連絡・通知」等五十七事務についての電子化が着実に進展していることは把握しているが、お尋ねの政府が「所有する情報」のすべてについての電子化の進ちょく状況は、把握していない。

二から四までについて

政府においては、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成十二年七月十八日高度情報通信社会推進本部情報セキュリティ対策推進会議決定)を策定し、各府省等が行うべき情報の分類の例として、「セキュリティ侵害が、国民の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす」情報を最も厳しいセキュリティ水準が求められる「重要性I」に分類し、「セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす」情報を「重要性II」に次いで厳しいセキュリティ水準が求められる「重要性II」に分類する方法を示しているところである。

各府省等は、右ガイドラインを踏まえて策定

した情報セキュリティ基づき情報の重要性による分類等を行っているところであるが、具体的にいかなる情報を重要な情報としているか等については、把握していない。

百三十二億三千八百三十九万円余の増加となつていて、歳出においては、予算額八十一兆九千三百九十五億六千八百八十九万円余(当初予算額八十一兆七千八百九十九億七千七百六十六万円余)予算補正追加額一兆四千二百二十一億二千二百十八万円余、予算補正修正減少額一兆二千七百十六億三千九十四万円余)に前年度歳入額三兆二千二百七十三億二千八百六十七万円余を加えた歳出予算現額八十五兆千六百六十八億九千七百五十七万円余に対し、支出済歳出額は八十二兆四千五百九十九億七千六十六万円余であり、その差額は二兆七千五百九億三千六百九十一万円余である。このうち、翌年度歳入額は一兆六千六百三十五億千二百九十九万円余、歳出決算額八十二兆四千五百九億七千六十六万円余であり、差引き三兆二千六十八億三千六百六十三万円余の剩余を生じたが、この剩余金は、財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成十六年度の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成十五年度における財政法第六条の純剰余金は、一兆五百三十一億五千十六万円余で、この金額の二分の一を下らない額は、公債又は借入金の償還財源に充てることとなつていて、以上の決算額を予算額と比較すると、

歳入においては、予算額八十一兆九千三百九十五億六千八百八十九万円余(当初予算額八十一兆七千八百九十九億七千七百六十六万円余)予算補正追加額八十二兆九千三百九十五億六千五百九十九億千二百五十六万円余で前年度末に比し、三十四兆四千九百七十四億四千六百五十六万円余増加している。この債務のうち、公債は、四百六十二兆六千三百九十九億五千四十六万円余で前年度末に比し、三十五兆五千七百二十五億三千六百九十七万円余増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、三兆五千二百七十六億五千五百七十八万円余で前年度末に比し、二百四十三億五千八十八万円余減少し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができる金額は千億円であるが、契約等による債務負担額はない。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成十五年度末現在六十兆千百五十億三千六百二十三万円余で前年度末に比し、七百四十一億九千八百四十一万円余増加している。

2 平成十五年度特別会計歳入歳出決算

平成十五年度の特別会計の数は三十二である。

平成十五年度の特別会計の合計額は、歳入三百八十五兆七千五百四十八億三百七十三万円余、歳出三百五十七兆六千九百十三億五千六百五十三万円余である。また、翌年度歳入額の合計額は七兆五千二百十二億八千七十七万円余、不用額の合計額は十一兆四千四百五十九億二千七百三十三万円余である。

債務負担額は、平成十五年度末現在二百四十九億二千七百三十三万円余である。

債務負担額は、平成十五年度末現在二百四十九億二千七百三十三万円余で前年度末に比し、一兆九千六百二十一億二千八百四十万円余減少している。この債務のうち、借入金は五十六兆九千九百七億千四百十八万円余、短期証券は八十六兆千二百五十八万円である。

3 平成十五年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十五年度の国税収納金整理資金の受入額及び支払いは、資金への収納済額五十二兆九千七十九億四千五百九十九万円余、資金から的一般会計等の歳入への組入額等五十二兆二千三百四十九億三千二百五十三万円余であり、差引き六千八百三十億九百六万円余が平成十五年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

官 報 (号 外)

4 平成十五年度政府関係機関決算書

平成十五年度の政府関係機関の数は九あります。その収入支出の決算額の合計は、収入五百四千三百三十億六千七百九十三万円余、支出五百二千五十五億三千七百三十二万円余であります。

二 議決の内容

平成十五年度の一般会計歳入歳出決算、特別

会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成十五年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 国の財政は、公債残高が累増しており、非常に厳しい状況である。まずは二〇一〇年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指し財政の健全化を図ることが重要な課題である。このため歳出の各分野について経費削減を着実に推進し、財政再建に取り組むべきである。また、特別会計についても、区分経理の必要性を吟味するなど厳しく見直すべきである。

(2) 最近の合計特殊出生率の低下にかんが

み、婚姻、出産、育児を容易にできる環境を着実に整備すべきである。子育て支援において、各地域における小児救急医療体制の整備充実をはじめ、次世代の育成に向けた積極的な施策を計画的に実施していくべきである。

(3)

高齢化の一層の進展に伴い、介護を受けられる者の増加による介護保険給付費が増大する状況にある。このため、介護を予防重視に転換し、特に筋力向上運動の推進、地域に密着した予防拠点の整備を行い、また、介護予防サービスの普及を図るなど、介護サービス内容を見直し持続可能な介護保険制度を構築すべきである。

(4) 国の内外で大規模な地震の発生により国民生活に多大な影響を及ぼし、国民の防災に対する意識が高まっている。今後も大規模地震が想定される中、建物の耐震化、津波軽減対策等を推進するとともに、特に、災害時における「救命ライフラインシステム」を早急に整備し、人命を最優先とする総合的な地震対策に取り組むべきである。

(5) 先般発生した列車脱線事故は、国民不安を与え社会的信頼を著しく失墜させるものであり誠に遺憾である。公共交通機関は安全輸送が使命であり、安全確保、安全対策の検証を行い、鉄道事業者に対して事故防止対策の徹底を求め、再びこのような重大事故が起こることがないよう万全を期すべきである。

(6) 近年、犯罪情勢は急速に悪化し、特に外国人犯罪は増加傾向にあり、国民の生命や財産に重大な被害を及ぼす凶悪犯罪が後を

絶たない状況にある。このため不法滞在者の取締りの強化、治安関係職員の増員及び国際捜査の体制整備、学校の安全確保のために万全を期する施策など、積極的、効果的な犯罪防止対策に取り組むべきである。

(7)

地球温暖化対策の第一步となる京都議定書の発効に伴い、我が国の数値約束達成のため、温室効果ガスの削減対策や森林吸収

源対策をはじめ、京都メカニズムに係る対策とその裏付けとなる施策を推進すべきである。地球温暖化対策は、中長期にわたるため地球温暖化の科学的研究、技術・開発等、そのための社会的基盤の整備や広く啓発活動・環境教育を進めるべきである。

(8) 政府開発援助(ODA)は、我が国との立場にふさわしく、国際社会の平和と発展に貢献するため重要な政策である。この開発援助にあたり、二国間の関係、経済状況等を考慮して、経済資金協力については、政策評価を活用・検証して実施状況の改善、被援助国の真に必要な援助を展開するため、現地の非政府組織(NGO)との連携を強化し、有効な外交手段として、一層戦略性を高め効率的・効果的な援助を実施していくべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項

については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たつては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成十七年六月二十二日

決算行政監視委員長 細川 律夫
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十五年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成十五年度中の国有財産の増減額は、総増加額二十三兆八千五百九十九億二千八十三万円余、総減少額三十二兆五千六百二十三億二百三十六万円余であり、差引き純減少額は八兆七千二十三億八千五百十二万円余である。

これ平成十四年度末現在額百兆九千二百二千三百八十五万円余である。

平成十五年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産五十兆五千二十二億四百四十三万円余、普通財産五十一兆七千九十三億千九百四十一万円余であり、区分別では政府出資等四十三兆九百四十一億七百二万余、土地三十一兆三千百十三億八千七百七十四万円余、工作物八兆八千七百五十六億四千

百七十二万円余、建物七兆九千七十七億三千五百四十一万円余、立木竹六兆六千七百三十八億四千七百十五万円余等である。

四千七百十五万円余等である。

平成十五年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆四十二億六千七百六万円余、緑地の用に供するもの百九億五千八百三十八万円余等である。

なお増減の主なものは公園の用に供するもので、増加が二千七百二十四億三千六百五十一

五万円余である。

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

決算行政監視委員長　細川　律夫
衆議院議長　河野　洋平殿

航空法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月六日

支那の通商と通關

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一
を次のように改正する。

目次中「第百三十七条の三」を「第百三十七条の二」に改める。

第二条第十二項中「とは」の下に「航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される」を加え、「及びそ

「附近」を「並びにその付近」に改め、同条中第十一項を第二十項とし、第十六項から第十八項まで一項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「左に」を

<p>「次に」に改め、同項第一号中「降下飛行を」の下に「航空交通管制圏又は航空交通管制区において」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。</p> <p>二 第十三項の国土交通大臣が指定する飛行場から離陸及びこれに引き続ぐ上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、航空交通情報圏(航空交通管制区である部分を除く。)において、国土交通大臣が定める経路により、かつ、第九十六条の二第一項の規定により国土交通大臣が提供する情報を常時聴取して行う飛行の方式</p> <p>第三条第十五項を同条第十六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の二号を加える。</p> <p>13 この法律において「航空交通情報圏」とは、前項に規定する飛行場以外の国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその付近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。</p> <p>第十一条第五項に次の二号を加える。</p> <p>四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計の適用することを確認したときは、前項の規定の適用</p>	<p>後の一回の検査をした装備品を装備した航空機(当該装備品に係る部分に限る。)</p> <p>第十一条第六項第一号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第二号」を「第二十条第一項第三号」に改める。</p> <p>第十三条第二項中「前項の」の下に「承認の」を加え、同条に次の二項を加える。</p> <p>4 型式証明を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該型式の航空機の設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めることにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、第一項の規定の適用については、同項の承認を受けたものとみなす。</p> <p>5 前項の規定による確認をした者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>第十三条の二第四項中「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に、「前項」を「第三項」に改め、「ついて」の下に「同条第五項の規定は前項の規定による確認をした者について、それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二号を加える。</p> <p>4 第一項の承認を受けた者であつて第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、当該承認を受けた設計の国土交通省令で定める変更について、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めることにより、第十条第四項の基準に適合することを確認したときは、前項の規定の適用</p>
--	--

官 報 (号 外)

については、同項の承認を受けたものとみなす。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

第十三条の三 國土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前

条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係る航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがある

ときは、当該型式証明又は承認(次項において「型式証明等」という)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができ

る。

2 國土交通大臣は、型式証明等を受けた者が前

項の規定による命令に違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができる。

第十条の二の見出しを「整備改造命令、耐空証明の効力の停止等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二条を加える。

国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれなくするために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七条第三項第一号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第五号」を「第二十条第一項第七号」に改める。

第十九条の二中「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 装備品の設計及び設計後の検査の能力

第二十条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 航空機の設計及び設計後の検査の能力

第二十条第二項を次のように改める。

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場(以下「認定事業場」という。)ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を得ることを要するときも同様とする。

第二十条に次の二条を加える。

3 國土交通大臣は、前項の業務規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又

は自家用操縦士の資格についての技能証明(当

該技能証明について限定をされた航空機の種類

が国土交通省令で定める航空機の種類であるも

のに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有するこ

とについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

4 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 國土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項

の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認

定事業場における能力が第一項の技術上の基準

に適合しなかつたと認めるときは、当該認定

を受けた者に対し、当該認定事業場における第

二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善

に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内

において期間を定めて当該認定事業場における

業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

第二十九条に次の二項を加える。

前項の指定の申請の手続、指定の基準その他

の指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

第三十六条中「技能証明、航空身体検査證明」の下に「航空英語能力証明」を加え、「第二十九条第一項」を並びに第二十九条第一項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項及び第三十四条)を並びに第三十三条第三項及び第三十四条

に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該指定を取り消すことができる。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又

は自家用操縦士の資格についての技能証明(当

該技能証明について限定をされた航空機の種類

が国土交通省令で定める航空機の種類であるも

のに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有するこ

とについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

11 國土交通大臣は、指定本邦航空運送事業者が第六項若しくは第九項の規定又は前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定本邦航空運送事業者に対し、第五項の認定若しくは第六項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定若しくは審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその第五項の規定による指定を取り消すことができる。

第十七條に次の二条を加える。

第十七條第一項第一号中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第五号」を「第二十条第一項第七号」に改める。

2 航空英語能力証明の有効期間は、当該航空英語能力証明を受ける者の航空英語に関する知識及び能力に応じて、国土交通省令で定める期間

とすると。

3 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定

は、航空英語能力証明について準用する。この

場合において、第二十九条第四項中「又は国土交通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第百二条第一項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」と読み替えるものとする。

第三十六条中「技能証明、航空身体検査證明」の下に「航空英語能力証明」を加え、「第二十九条第一項」を並びに第二十九条第一項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項及び第三十四条)を並びに第三十三条第三項及び第三十四条

に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該指定を取り消すことができる。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又

は自家用操縦士の資格についての技能証明(当

該技能証明について限定をされた航空機の種類

が国土交通省令で定める航空機の種類であるも

のに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語(以下「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有するこ

とについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

11 國土交通大臣は、指定本邦航空運送事業者が第六項若しくは第九項の規定又は前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定本邦航空運送事業者に対し、第五項の認定若しくは第六項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定若しくは審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその第五項の規定による指定を取り消すことができる。

第十八條に次の二条を加える。

第十八條第一項第一号中「第二十条第一項第六号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十条第一項第五号」を「第二十条第一項第七号」に改める。

2 航空英語能力証明の有効期間は、当該航空英語能力証明を受ける者の航空英語に関する知識及び能力に応じて、国土交通省令で定める期間

とすると。

3 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定

は、航空英語能力証明について準用する。この

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第七条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第十九項」に改める。

(貨物利用運送事業法の一部改正)

第八条 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第九条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「掲げる事務」の下に「の全部又は一部を」を加え、同条第二項中「及び位置」を「位置及び所掌事務」に改める。

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応して、空域の安全かつ効率的な利用率の向上を図るため、垂直間隔縮小のための一定の高さ以上の空域における計器飛行方式による飛行の禁止、航空機の設計検査制度の合理化及び操縦士に対する英語能力証明制度の導入等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 空域の安全かつ効率的な利用
- 2 航空機は、一定の高さ以上の空域においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならないとともに、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他特別な方式による航行を行つてはならないこと。

では、計器飛行方式によらなければ飛行してはならないとともに、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他特別な方式による航行を行つてはならないこと。

(二) 国土交通大臣は、航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報提供等の航空交通の管理に係る措置を、関係行政機関の長及び国内定期航空運送事業者等と相互に協力して講ずること。

(三) 航空機は、航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通大臣への連絡等をしなければならないこと。

安全規制に係る民間事業者と国の関係の見直し

(一) 國土交通大臣の認定を受けた者が設計及び設計後の検査をした航空機等については、耐空証明に係る検査において設計等についての検査の一部を省略できること。

(二) 國土交通大臣は、國土交通大臣の認定等を受けた者が業務規程の認可を受けずに業務を行ったときその他國土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が基準に適合しなくなったときは、業

を受けていなければ、国際航行を行つてはならないこと。

この法律は、平成十七年十月一日から施行すること。ただし、新技術を活用した航行方式に関する規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、航空英語能力証明に関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 この法律は、平成十七年十月一日から施行すること。ただし、新技術を活用した航行方式に関する規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、航空英語能力証明に関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 航空機の設計検査における民間能力活用については、事業場の認定基準の厳正な運用を図るとともに、航空機の安全性が確保されるよう適切な指導・監督を行うこと。

三 航空機間の垂直間隔短縮方式の導入に当たっては、管制官の慣熟訓練を十分実施するとともに、近隣諸国が同方式を速やかに導入できるよう、国際民間航空機関理事国としての役割を果たすこと。

二 議案の可決理由

增加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応して、空域の安全かつ効率的な利

用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図るため、新たな航空交通の管理の実施、垂直間隔縮小のための一定の高さ以上の空域における計器飛行方式によらない飛行の禁止、航空機の設計検査制度の合理化及び操縦士に対する英語能力証明制度の導入等の所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年六月二十九日

国土交通委員長 橋 康太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部を改正する法律案

六 近年の世界情勢にかんがみ、ハイジャック・テロ等に対する保安対策に必要な措置を引き続き講じること。

五 需給調整規制の廃止に伴い航空会社間の競争が促進される中で、地方航空路線における旅客輸送の確保、運賃の適正化等利用者利便の向上に向け、航空運送事業者等に対し適切な指導・監督を行うこと。

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 近年の空港容量の拡大に伴い、今後も航空交通量の増加が見込まれることから、更なる空域

平成十七年一月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

び構成員に常時雇用されている者の見込数その他厚生労働省令で定める事項

五 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあつては、当該構成事業主及び該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名又は名称その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するため適切なものであること。

三 前項第四号に規定する場合にあつては、事業主団体が法人格を有すること。

四 前項第五号に規定する場合にあつては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。

五 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

(欠格事由)

第十三条 前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主団体は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくは第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和十二年法律第百四十一号。以下「読み替え後の職業安定法」という。)の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

口 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ又はロに該当するもの

二 次条第三項又は第十七条第二項の規定により前条第一項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者

三 第二十七条第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

四 役員(法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人)のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読み替え後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法

律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 認定団体又はその構成員が認定計画に従つて改善措置を実施していないと認めるとき。

4 第十二条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(職業安定法等の特例)

第十五条 認定団体が、第十八条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務有料職業紹介事業に關しては、職業安定法第三十条第一項及び第三十二条の十一第一項(同項に規定する建設業務に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

第十六条 認定団体の構成事業主が、第三十一条第一項の許可を受けて、認定計画に従つて行う建設業務労働者就業機会確保事業に關しては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四条第一項第二号の規定は適用しない。

第十七条 厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

一 認定団体が事業主団体でなくなつたとき。

二 認定団体が前条各号(第二号を除く。)のいづれかに該当しているとき。

三 第十二条第一項の認定に係る実施計画(第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のも。以下「認定計画」という。)が同条第三

2 認定団体が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、厚生労働大臣は、当該認定計画の認定を取り消すことができる。

項目に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき。

第五章 建設業務有料職業紹介事業

(建設業務有料職業紹介事業の許可)

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 役員の氏名及び住所

三 建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四 読替え後の職業安定法第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 前項の申請書には、建設業務有料職業紹介事業を行なう事業所ごとの当該事業に係る事業計画書、当該事業に係る実施計画について第十二条第一項の認定があつたことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めることにより、建設業務有料職業紹介事業を行なう事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他建設業務職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

(許可の基準等)
第十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認める

ときでなければ、許可をしてはならない。

一 申請者が、認定計画に従つて建設業務有料

職業紹介事業を行うものであること。

二 申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

三 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

五 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしない

2 厚生労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該建設業務有料職業紹介事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

3 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該建設業務有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別の取扱いをするものであるとき。

二 手数料の種類、額その他の手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不當であると認められるとき。

3 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けた認定団体(以下「建設業務有料職業紹介事業者」といふ。)は、次に掲げる場合を除き、建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 建設業務職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

2 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を、建設業務有料職業紹介事業を行なう事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したとき

にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めることは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

3 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該建設業務有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

5 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

6 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

7 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

8 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

9 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

10 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

11 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

12 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

13 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

14 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

15 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

16 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

17 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

18 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

19 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

20 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

21 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

は、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出で、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第二十二条 第十八条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第十八条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける認定団体に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

4 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

5 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

6 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

7 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

8 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

9 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

10 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

11 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

12 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

13 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

14 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

15 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

16 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

17 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

18 第二号に規定する手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない。

過した後に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の

規定により変更を受けているときにつては、当該変更を受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならぬ。

許可の有効期間（当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、当該許可の有効期間の更新を受けなければならない。

厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十九条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

第十八条第二項から第四項まで及び第十九条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)
二十四条 建設業務有料職業紹介事業者は、第十八条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定められた書類を添付しなければならない。

2 第十八条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

第二十五条 建設業務有料職業紹介事業者は、第三十三条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受

(事業の廃止)
けなければならぬ。
第二十六条 建設業務有料職業紹介事業者は、当該建設業務有料職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
(許可の取消し等)

第二十七条 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 認定計画に従つて建設業務有料職業紹介事業を実施していないと認めるとき。

二 この法律、読替え後の職業安定法、第四十四条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法（以下「読み替え後の労働者派遣法」といいう。第三章第四節の規定を除く。）、職業安定

法若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく

三 第二十二条第一項の規定により付された許命令若しくは処分に違反したとき。

(許可の失効)
二十八条 第十四条第三項若しくは第十七条第二項の規定により建設業務有料職業紹介事業に係る認定計画の認定を取り消されたとき、又は第二十六条の規定による届出があつたときは、

第四条第七項	第三十二条第一項
第五条の五	求人の申込み
第三十二条の六第一項	求職の申込み
第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条	有料職業紹介事業者
第三十二条の十一第二項	前項
第三十二条の十二第一項	以下この条
第三十二条の十四	第三十二条第一項から第三二号まで
第四十八条の二、第四十八条の四第二項並びに第五十条第一項及び第二項	この法律
第四十八条の三及び第四十八条の四第一項	この法律の規定又はこれに基づく命令

第十八条第一項の許可は、その効力を失う。
(名義貸しの禁止)

第二十九条 建設業務有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に建設業務有料職業紹介事業を行わせてはならない。

(職業安定法の規定の読み替え適用等)

第三十条 第十五条第一項に定めるもののほか、建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有

料職業紹介事業に関しては、職業安定法第三十二条第三項から第六項まで及び第三十一条から第三十二条の十までの規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける構成事業主に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十六条 第三十二条第一項の許可の有効期間

(第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。)は、当該許可の日(許可の有効期間の更新を受けた場合にあつては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。)から起算して三年(三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主(以下「送出事業主」という。)に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期(以下この条において「実施時期」という。)の終了する日が到来する場合にあつては、実施時期の終了する日までの期間)とする。

2 厚生労働大臣は、認定計画について、第十四

条第一項の規定による認定又は同条第二項の規定による届出に係る変更がなされた場合において実施時期が変更されたとき(当該変更前の実施時期の終了する日及び当該変更後の実施時期の終了する日がいずれも許可の日から三年を経過した後に到来するときを除く。)は、許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により変更を受けているときには、当該変更を受けている許可の有効期間)を当該許可の日から起算して三年(三年を経過する前

に当該変更後の実施時期の終了する日が到来する場合にあつては、当該変更後の実施時期の終了する日までの期間)に変更しなければならない。

3 許可の有効期間(当該許可の有効期間について前項の規定により変更を受けた場合にあつては、当該変更を受けた許可の有効期間)の満了

後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新があった場合において、当該申請が第三十三条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

5 第三十二条第二項から第四項まで、第三十二条(第四号を除く。)及び第三十三条第二項の規定は、第三項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第三十七条 送出事業主は、第三十二条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該変更に係る事項が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三十二条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 許可証の書換え

第三十八条 送出事業主は、第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

5 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、送出事業主が前項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止を命ずることができない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

5 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

6 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

7 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

8 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

9 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

10 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

11 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

12 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

13 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

14 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

15 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

16 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

17 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

18 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

19 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

20 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

21 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

22 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

23 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

24 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

25 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

26 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

27 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

28 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

29 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

30 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

31 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

32 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

33 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

34 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

35 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

36 第三十五条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

官 報 (号外)

		労働者の人数を定めなければならない。	
一 送出労働者が従事する建設業務の内容			
二 送出労働者が建設業務労働者の就業機会確保に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他建設業務労働者の就業機会確保に係る送出労働者の就業(以下「送出就業」という。)の場所			
三 送出事業主の雇用する送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者(以下「受入事業主」という。)のために、就業中の送出労働者を直接指揮命令する者に関する事項			
四 建設業務労働者の就業機会確保の期間及び送出就業をする日			
五 送出就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間			
六 安全及び衛生に関する事項			
七 送出労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項			
第四条第三項			
第二十六条第二項			
第一項各号			
第一項第一号又は第三号			
第二十六条第五項			
第一項			
第二十六条第四項			
第一項			
八 建設業務労働者就業機会確保契約の解除に当たつて講ずる送出労働者の就業の機会の確保を図るために必要な措置に関する事項			
九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項			
(労働者派遣法の規定の読み替え適用等)			
第十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に關しては、労働者派遣法第二章第二节、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管			
理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。			
第十項			
第二十九条まで、第三十九条まで、第四十条の二第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項			
第二十六条第四項			
第一項			
第一項			
第二十九条まで、第三十九条まで、第四十条の二第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項			
第二十六条第三項			
第一項各号			
第一項第一号又は第三号			
第二十六条第一項第二号及び第三十九条			
第一項			
第二十六条第一項各号			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項			
第一項			
第二十六条第一項</td			

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用に関する特例)

第四十五条 受入事業主がその指揮命令の下に労働させる送出労働者の当該建設業務労働者の就業機会確保に係る就業に関しては、当該送出事業主を当該受入事業主の請負人とみなして、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定(同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係に係るものに限る。)を適用する。

第七章 雜則

(権限の委任)

第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができ

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に対する適用除外)

第四十八条 前三章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により、第十八条第

一項の許可、第二十三条第三項の規定による許可の有効期間の更新、第三十一条第一項の許可又は第三十六条第三項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者
二 第二十七条第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者
三 第二十九条又は第四十二条の規定に違反した者
第五十条 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
二 第八条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
三 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
四 第十八条第二項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条第二項(第三十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第十八条第三項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第二十条第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
六 第二十四条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第二十四条第一項若しくは第

三十七条规定する書類に虚偽の記載をして提出した者
七 第二十六条又は第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
附 则
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。
第一条 「労働者派遣事業」を「労働者派遣事業等」に改める。
第五条第四号中「(以下「労働者派遣事業」という。)」を「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)」に改める。
第三章の四を次のよう改める。
第三章の四 労働者派遣事業等
第四十七条の二 労働者派遣事業等
第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一 偽りその他不正の行為により、第十八条第

理 由
最近における建設業を取り巻く経済社会情勢の変化等にかんがみ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずることにより、建設労働者の雇用の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
一 最近における建設業を取り巻く経済社会情勢の変化等にかんがみ、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の制度を創設する等の措置を講ずることにより、建設労働者の雇用の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
二 本案は、建設業について、中長期的な建設投資の減少等を背景に、技能労働者を過剰又は不足とする建設業者が共存している状況にあること等にかんがみ、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設業務に主として従事する労働者(以下「建設業務労働者」という。)の雇用の安定を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善等の措置と建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を一体的に行うための実施計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができるものとすること。
2 1の認定を受けた事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて、構成事業主を求人者とし、又は構成事業主若しくは構成事業主に常

時雇用される建設業務労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業を実施することができるものとすること。

3 1の認定を受けた事業主団体の構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の常時雇用する建設業務労働者を他の構成事業主の下で就業させる建設業務労働者就業機会確保事業を実施することができるものとすること。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設業務労働者の雇用の安定を図るため、所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算に九百三十二万円及び平成十七年度労働保険特別会計予算雇用勘定に二億六千四百六十九万円が、それぞれ計上されている。右報告する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働委員長 鶴下 一郎

(別紙)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

時雇用される建設業務労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業を実施することができるものとすること。

3 1の認定を受けた事業主団体の構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の常時雇用する建設業務労働者を他の構成事業主の下で就業させる建設業務労働者就業機会確保事業を実施することができるものとすること。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設業務労働者の雇用の安定を図るため、所要の措置を講じることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算に九百三十二万円及び平成十七年度労働保険特別会計予算雇用勘定に二億六千四百六十九万円が、それぞれ計上されている。右報告する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働委員長 鶴下 一郎

(別紙)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

て、適切な措置を講ずるべきである。

一 建設業務が労働者派遣事業の適用除外業務となつている趣旨及び建設業をめぐる状況を踏まえ、今後とも建設業務を労働者派遣事業の適正等に関する法律の適用除外業務として堅持すること。

二 実施計画の認定及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可に当たっては、厳格な基準の設定及びこれに基づく適切な審査を行うとともに、認定事業主団体並びに送出及び受入事業主に対する継続的な指導監督を行うこと。特に実施計画の認定に当たり、労働政策審議会の意見が反映されるよう運用を行うこと。

三 建設業務労働者就業機会確保事業については、対象となる常用労働者の範囲について不適切な運用が行われることとのないよう適正な制度運営を図ること。

四 送出労働者就業機会確保事業が利用されることのないよう認定事業主団体並びに送出及び受入事業主等に対して指導を行うこと。

五 常用労働者以外の建設労働者について引き続き雇用改善に努めるとともに、いわゆる一人親方について形式的に個人事業主であつても実態が雇用労働者である場合には、労働関係法令の適用があることについて引き続き周知・啓発を行なうほか、特に請負等を偽装した労働者派遣事業について、その解消に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処すること。

官 報 (号 外)

平成十七年六月三十日 衆議院会議録第三十三号

明治二十二年三月三十日
郵便物認可日

發行所
二東京一〇番地 独立行政法人國立印刷局
四都五区八虎ノ門二丁目
四号虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定 價
本体一部 一一〇円